

平成22年3月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公 印 省 略)

公立学校職員の病気休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（以下「人事委員会規則」という。）の一部が改正（高知県公報第9199号に登載）され、病気休暇の期間が別記のとおり改められましたので、管内の学校長に周知するとともに、適正な運用をお願いします。

なお、この改正に伴い既に通知した本件に係る病気休暇等に関する通知については、本通知により改正することとします。

1 改正内容（人事委員会規則第11条）

病気休暇のうち、公務又は通勤によらない疾病又は負傷の場合の休暇の期間については、次のとおりとする。

（1）結核性疾患

引き続き1年以内（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。）

（2）人事委員会規則別表第1に定める難病

引き続き1年以内【変更なし】

（3）公務災害又は通勤災害の請求に当たって、任命権者が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷

引き続き1年以内【変更なし】

（4）上記以外の疾病又は負傷

引き続き90日以内

ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあつては、更に引き続き60日以内で延長することができる。

ア 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患とは、おおむね次の表のとおりである。

疾 病	病 名
高血圧症	
動脈硬化症	大動脈硬化症、冠状動脈硬化症、脳動脈硬化症
脳血管疾患	脳血栓、脳塞栓、脳内出血、くも膜下出血、高血圧性脳症
虚血性心疾患	冠不全、狭心症、心筋梗塞、心不全
肝臓疾患	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変
じん臓疾患	急性腎炎、慢性腎炎、腎盂腎炎、腎盂炎、水腎症、急性腎不全、慢性腎不全
糖尿病	
悪性新生物	
精神性疾患	

イ 合併症については主たる疾病により判断すること。

ウ 医師の診断書によっても上表の疾病に該当するかどうかの判断が困難な場合は人事主管課に照会すること。

2 改正規則の施行日

平成22年4月1日

3 経過措置

今回の改正で病気休暇の期間が変わる疾病又は負傷について、施行日をまたいで取得する場合に施行日以後に認められる期間は、次の2つの期間のうち、施行日以後の期間が短い方の期間とする。（別紙参照）

- （1）休暇を取得し始めた日からの従前の規定による休暇の期間
- （2）施行日からの改正後の規定による休暇の期間

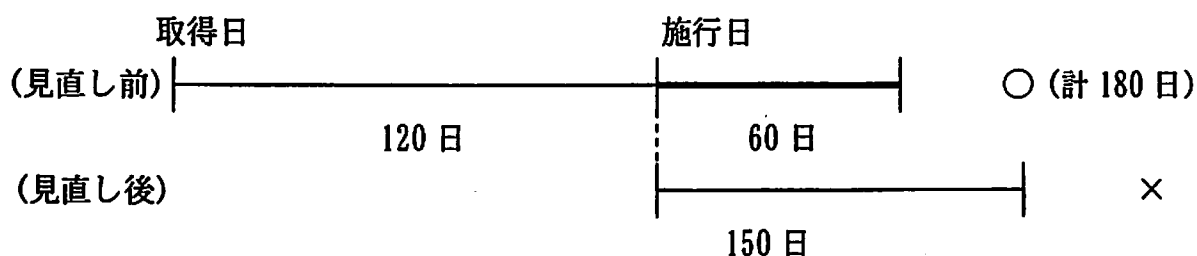
【別紙】

▽今回の見直しの施行日前から引き続いて病気休暇を取得している場合に、病気休暇が認められる期間はいつまでか。

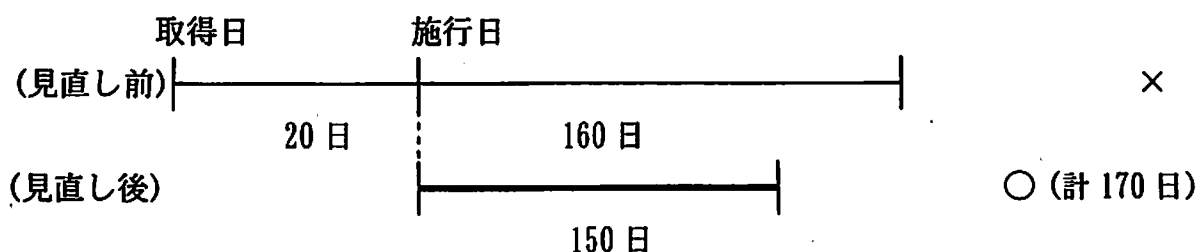
- ・今回の見直しで病気休暇の取得期間が変わる疾病又は負傷について、見直しの施行日をまたいで休暇を取得する場合に、施行日以後に認められる期間は、休暇を取得し始めた日からの見直し前の規定による休暇の期間と、施行日からの見直し後の規定による休暇の期間のうち、施行日以後の期間が短い方の期間となる。

(具体例) 成人病 (180 日⇒150 日に変更) について病気休暇を取得する場合

- ① 見直しの施行日前に 120 日取得していた場合 ⇒ 60 日と 150 日の短い方で 60 日

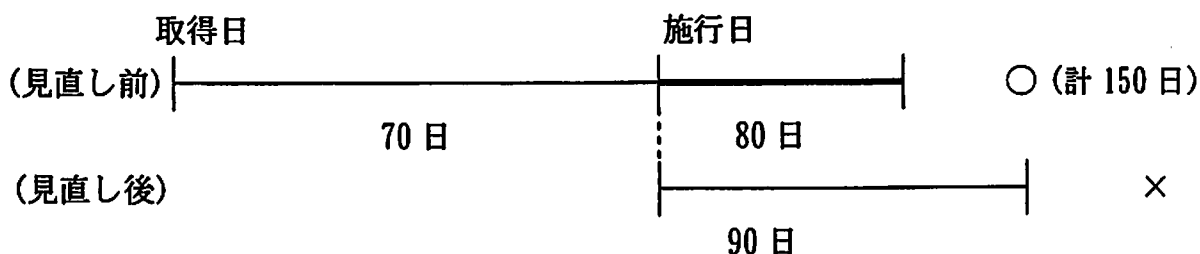


- ② 見直しの施行日前に 20 日取得していた場合 ⇒ 160 日と 150 日の短い方で 150 日

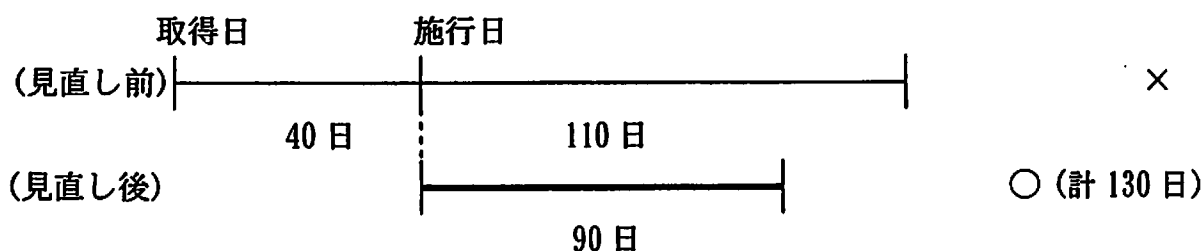


(具体例) その他の疾病等 (150 日⇒90 日に変更) について病気休暇を取得する場合

- ① 見直しの施行日前に 70 日取得していた場合 ⇒ 80 日と 90 日の短い方で 80 日



- ② 見直しの施行日前に 40 日取得していた場合 ⇒ 110 日と 90 日の短い方で 90 日



新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （病気休暇） 第11条 条例第14条の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。 （1） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間 （2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間 （3） 前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷については、医師の指示による最小限度必要な期間 2 前項各号に規定する場合であって、公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第3号において同じ。）によらない疾病又は負傷については、次に掲げる期間とする。 （1） 結核性疾患（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。） 引き続き1年以内 （2） 別表第1に定める難病 引き続き1年以内 （3） 地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、県教育委員会が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内 （4） 前3号に掲げるもの以外の疾病又は負傷 引き続き90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （病気休暇） 第11条 条例第14条の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。 （1） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間 （2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間 （3） 前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷については、医師の指示による最小限度必要な期間 2 前項各号に規定する場合であって、公務によらない疾病又は負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第4号において同じ。）によらない疾病又は負傷については、次に掲げる期間とする。 （1） 結核性疾患（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。） 引き続き3年以内 （2） 別表第1に定める難病 引き続き1年以内 （3） 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病及び悪性新生物 引き続き180日以内 （4） 地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、県教育委員会が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内 （5） 前各号に規定するもの以外の疾病又は負傷 引き続き150日（職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日）以内

教育長	次長	課長	係
水田	渡部	里子	



21高教政第1788号
平成22年3月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公 印 省 略)

公立学校職員の病気休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部が改正（高知県公報第9217号に登載）され、別表第1に定める難病が下記のとおり改められましたので、管内の学校長に周知するとともに、適正な運用をお願いします。

記

1 改正内容

- (1) 別表第1に定める難病に「家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）」外10疾患が加えられたこと。
- (2) 別表第1に定める難病の名称変更
 原発性肺高血圧症 → 肺動脈性肺高血圧症
 特発性慢性肺血栓^{そく}塞栓症（肺高血圧型）→ 慢性血栓^{そく}塞栓性肺高血圧症

2 改正規則の施行日

平成22年2月19日

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）
別表第1（第11条関係） ペーチェット病 多発性硬化症 重症筋無力症 全身性エリテマトーデス スモン 再生不良性貧血 サルコイドーシス 筋萎縮性側索硬化症 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 特発性血小板減少性紫斑病 結節性動脈周囲炎 潰瘍性大腸炎 大動脈炎症候群 ビュルガー病 天疱瘡 脊髄小脳変性症 クローン病 難治性肝炎のうち劇症肝炎 悪性関節リウマチ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病） アミロイドーシス 後縦靱帯骨化症 ハンチントン病	別表第1（第11条関係） ペーチェット病 多発性硬化症 重症筋無力症 全身性エリテマトーデス スモン 再生不良性貧血 サルコイドーシス 筋萎縮性側索硬化症 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 特発性血小板減少性紫斑病 結節性動脈周囲炎 潰瘍性大腸炎 大動脈炎症候群 ビュルガー病 天疱瘡 脊髄小脳変性症 クローン病 難治性肝炎のうち劇症肝炎 悪性関節リウマチ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病） アミロイドーシス 後縦靱帯骨化症 ハンチントン病

モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） ウェゲナー肉芽腫症 特発性拡張型（うっ血）心筋症 多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） 膿疱性乾癬 広範脊柱管狭窄症 原発性胆汁性肝硬変 重症急性膵炎 特発性大腿骨頭壊死症 混合性結合組織病 原発性免疫不全症候群 特発性間質性肺炎 網膜色素変性症 プリオン病 <u>肺動脈性肺高血圧症</u> 神経線維腫症 亜急性硬化性全脳炎 バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 <u>慢性血栓性肺高血圧症</u> ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー <u>家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）</u> <u>脊髄性筋萎縮症</u> <u>球脊髄性筋萎縮症</u> <u>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</u>	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） ウェゲナー肉芽腫症 特発性拡張型（うっ血）心筋症 多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） 膿疱性乾癬 広範脊柱管狭窄症 原発性胆汁性肝硬変 重症急性膵炎 特発性大腿骨頭壊死症 混合性結合組織病 原発性免疫不全症候群 特発性間質性肺炎 網膜色素変性症 プリオン病 <u>原発性肺高血圧症</u> 神経線維腫症 亜急性硬化性全脳炎 バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 <u>特発性慢性肺血栓性肺高血圧症（肺高血圧型）</u> ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー
--	--

肥大型心筋症

拘束型心筋症

ミトコンドリア病

リンパ脈管筋腫症 (LAM)

重症多形滲出性紅斑 (急性期)

黄色靱帯骨化症

間脳下垂体機能障害 (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)